

# 都市公園事業の計画段階評価実施要領細目

## 第1 目的

「都市公園事業の計画段階評価実施要領細目」（以下「計画段階評価細目」という。）は、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」（以下「計画段階評価実施要領」という。）に基づく都市公園事業の計画段階評価に関し、同要領の細目を定め、都市公園事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## 第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、都市公園法第2条第1項第2号に掲げる、国が設置する公園又は緑地に係る事業（維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く）とする。

## 第3 評価の対象とする事業及び実施時期

### 1 評価の対象とする事業

評価の対象とする事業は、以下の事業とする。なお、評価の実施単位は原則として、個別の都市公園毎とする。

- (1) 第2の事業のうち採択される前の事業であって、評価を実施していない事業
- (2) 評価後、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた事業（評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、評価の実施主体が行うものとする。）
- (3) 評価後（ただし、評価後に都市計画の手続きを行った事業については、その手続きが完了した後）、5年を経過した後も採択されていない事業

### 2 評価の実施時期

評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとし、事業実施の方針となる基本構想を決定する段階とする。

## 第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存

### 1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、原則として地方整備局とするが、必要に応じて、本省、地方整備局間の協議により、本省を実施主体とすることを妨げない。
- (2) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

#### ① 評価の実施主体が本省の場合

本省は、地方整備局と協力し、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成する。本省は、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、事業の内容についての対応方針（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は、地方整備局と協議しつつ、評価に係る資料に検討

を加え、当該事業の対応方針を決定する。

## ② 評価の実施主体が地方整備局の場合

地方整備局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）を別に定める様式により本省に提出する。

本省は、地方整備局と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

## 2 評価結果の公表

都市局は、評価結果及び対応方針等を、別に定める様式により、評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに公表する。

## 3 関係資料の保存

- (1) 都市局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 都市局又は地方整備局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価の基礎となった関係資料を保存するものとする。

## 第5 評価の手法

### 1 評価手法の策定

- (1) 評価手法は、別に定める「都市公園事業の計画段階評価に係る評価手法（案）」によるものとする。
- (2) 評価手法の策定・改善に当たっては、外部有識者から構成される都市公園事業評価手法研究委員会の意見を聞くものとする。

### 2 評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- (2) 達成すべき政策目標を明確化する。
- (3) 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

## 第6 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

## 第7 施行

本実施細目は、平成26年4月1日から施行する。